

給与支払者&経理担当者 必聴!

参加無料

## 「定額減税」制度開始に向けた講習会

税制改正に伴い、令和6年度所得税の定額減税が令和6年6月から実施されます。所得税の定額減税は経理担当者が給与計算をする際に実施する必要があり、6月以降の給与計算に大きく影響します。是非、この機会にご参加ください!

### 【定額減税の計算式】

3万円+(同一生計配偶者・扶養親族数)×3万円=本人の所得税の定額減税額

※本人分

※16歳未満の扶養親族も含まれます。

日時：令和6年5月30日(木)午後2時~3時

場所：しぶかわ商工会本所 会議室

講師：高崎税務署職員

定員：先着30名

内容：6月以降の給与支払者の事務手続きについて

※動画説明30分

・定額減税の概要

・月次減税事務

・年調減税事務

・定額減税特設サイト、チャットボット(ふたぼ)のご案内

※講習会終了後、質問を受け付けます。

※切り取らずにこのままFAX(23-8841)してください。



## 「定額減税」制度開始に向けた講習会 受講申込書

事業所名		受講者 氏名	
所在地			
TEL		FAX	

※本申込にご記入いただいた個人情報につきましては、本講座の運営・管理・各種講座情報提供の目的にのみ使用いたします。

共催：しぶかわ商工会・渋川さくら青色申告会  
TEL：0279-23-8845/FAX：0279-23-8841